

藤岡市LINE公式アカウント運用方針

令和3年12月1日

(目的)

第1条 本運用方針は、藤岡市LINE公式アカウント（以下「当アカウント」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために必要な基本事項を定めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 本運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) アカウント LINEを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいいます。
- (2) メッセージ 友だちになっているユーザーへ情報を送る機能をいいます。
- (3) トークルーム 他のユーザーとメッセージ等の一連のトーク内容を表示させる画面表示をいいます。
- (4) タイムライン 他のユーザーへ発信する情報をテキスト、画像、動画等で共有する機能をいいます。

(運用管理)

第3条 当アカウントの管理者は秘書課長とし、メッセージの発信は秘書課広報広聴係職員とします。また、ソーシャルメディアの利用方法、技術的な質問、システム状況等に関しては、一切回答しません。

2 当アカウントのアカウント名は「藤岡市」とします。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として当アカウントのアカウント名を市ホームページ上に明示します。

(アカウント運用方針の明示)

第5条 本運用方針の要約を当アカウントのプロフィール欄で明示します。

(発信方法)

第6条 市政情報、観光情報等の情報については、当アカウントのトークルーム及びタイムライン上に配信するものとします。

(ホームページとのリンク)

第7条 メッセージに記載するリンクのリンク先は、原則として市が運営するホームページのみとします。ただし、秘書課長が認めるものはこの限りではありません。

(著作権)

第8条 原則として、当アカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラスト等）の著作権は市または原作者に帰属します。ただし、LINEの

機能を使用し、情報拡散することはこの限りではありません。

(免責事項)

第9条 本運用方針において、次の各号の内容を免責事項とします。

- (1) 市は、メッセージの内容については細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性及び有用性について保証しません。
- (2) 市は、LINEを利用することで生じた直接的及び間接的な損失について、一切責任を負いません。
- (3) 市は、ユーザーが当アカウントの掲載情報を利用若しくは信用したこと又は利用できなかったことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 市は、当アカウントに関連してユーザー間若しくはユーザーと第三者間のトラブルが発生した場合、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

(その他)

第10条 本運用方針は、事前の連絡なく変更する場合があります。